



初鹿通信

第 232 号
令和 7 年 12 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

健康保険証の取扱いについて

従来の健康保険証は令和 7 年 12 月 1 日が有効期限となっており、令和 7 年 12 月 2 日以降に医療を受ける場合はマイナ保険証または保険証の代わりに発行される資格確認書を使用することになります。

資格確認書は、最大 5 年間の有効期限があり、協会けんぽの場合、令和 11 年 11 月 30 日が有効期限となっています。従来の健康保険証は経過措置として令和 8 年 3 月 31 日まで使用可能です。

有効期限が終了した健康保険証および資格確認書は自己破棄して構いません。（有効期限内の資格確認書は退職の際に返却します）

マイナ保険証の利用登録をしていない方で、これからマイナ保険証を利用するためには、次の方法で利用登録申請をする必要があります。（マイナンバーカードを作成していない方は、カードを作成してください）

- ・顔認証付きカードリーダーからの申請

マイナンバーカードを医療機関、薬局に持参し、窓口にあるカードリーダーで登録申請をします。その場でマイナ保険証として利用可能です。

- ・マイナポータルからの申請

スマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録申請をします。

- ・セブン銀行 ATM からの申請

マイナンバーカードと利用者証明用パスワードが必要です。

ATM 画面の「各種お手続き」から「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み」ボタンを押して申請をします。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。